

2006年12月

『生協制度の見直しについて』
(生協制度見直し検討会報告書)
への見解

日本生活協同組合連合会

12月25日に開催された厚生労働省・生協制度見直し検討会の第9回会議において『生協制度の見直しについて』が同検討会の報告書として確認されました。以下、本報告書に対する日本生協連としての見解について申し述べます。

実質的に法制定以来となる消費生活協同組合法（生協法）の総合的な改正に大きく踏み出したことを歓迎します。

消費生活協同組合法（生協法）は、1948年の制定以来、半世紀以上にわたって実質的な改正がほとんど行われておらず、社会・経済状況の変化や生協自身の発展にもなって、実情との間に大きな齟齬を来しています。そうした中で、検討会における精力的な検討を経て、今日的な生協の社会的責任を踏まえた規制緩和の方向性を盛り込んだ本報告書がまとめられたことについて強く歓迎します。

本報告書に沿った生協法改正案が早期にまとめられ、次期通常国会において改正が実現することを強く期待します。

本報告書では、生協の歴史と現状を十分に踏まえた上で、食品の安全性の追求や子育て支援を含む福祉活動などの視点から、生協の公益性や社会的役割について高く評価しています。また、地域規制や員外利用規制などについても、「経済政策的な規制は合理的な範囲で緩和していくという基本的な考え方のもと …(中略)… 生協の本旨や、その公共性・公益性と見直しの必要性とのバランスをとりながら見直しを行う」として、規制緩和の方向性を明示しています。

個別の制度についても、組織・運営規定、購買事業、利用事業、共済事業などに関して、今日の社会・経済や生協の状況から求められる社会的責任に応えつつ、生協の実情に即した活動条件の改善を図る見地から、全体として、現状より大きく前進する内容が盛り込まれています。

このように、本報告書は大枠として、今日的な状況に則して生協法を総合的に改める内容となっています。日本生協連として、本報告書に沿った生協法改正が次期通常国会において実現することを強く期待します。

都道府県の区域や員外利用についての強い規制の枠を、現状よりも緩和する内容が示されています。なお、今後の検討の中でのさらなる改善を期待します。

県域規制については、「購買事業の実施のために必要な場合」との条件付で、「主たる事務所の所在地の都府県の接続都府県まで」区域の拡大を認める方向が示されています。これにより、地域の状況に合わせた区域の設定が一定の範囲で可能になります。合わせて、少子高齢化のもとでの医療過疎への対応や地域における福祉の充実を図る見地から、さらに緩和の範囲を広げるよう再検討を引き続き期待するものです。

員外利用規制については、原則禁止の枠組みを維持しつつ、「消費者の相互扶助組織という理念」に反しない限りで員外利用を認める事由を法体系の中で明確にする方向が示されています。本報告書では、そうした事由を例示的に掲げていますが、今後具体的な法令の検討の中で更に充実を図っていただきたいと考えます。

員外監事の設置が義務付けられる生協の基準、共済事業と他の事業の兼業が禁止される生協の基準など、今後の検討に委ねられた詳細な事項については、政省令における規定内容を含めて生協の実情に即したものとなるよう、今後のさらなる検討を要請します。

員外監事については、経済事業を行う生協・連合会のうち「一定のもの」に設置が義務づけられる方向とされています。その範囲については今後の検討に委ねられていますが、中小規模の生協に無理のないよう、生協の実情を踏まえたものにしていただきたいと考えます。

「規模が一定以上の共済事業を実施する」場合には、単位生協と連合会を問わず他の事業との兼業を禁止する方向となっています。将来の共済金の支払いに充てる資金を共済掛金として予め徴収するという共済事業の特質から、リスク遮断の見地での兼業規制の導入は必要な面がありますが、導入の基準については組合員の生活上のニーズに応える単位生協の総合性に十分配慮したものにしていただきたいと考えます。

以上